

評 価 項 目	評 価
I. 中期目標の項目別評価	
1. 業務運営の効率化に関する事項	<p>1 経費総額について、中期目標の最終年度(平成21年度)に前期中期目標の最終年度(平成16年度)に対して、7%以上削減するとの目標については、平成16年度の既定経費総額1,571百万円に対して、平成20年度は1,436百万円であり、8.6%の減となっている。最終年度に向けて、順調に業務効率化が進められていると評価できる。また、毎年の外部委託等の経費の2%減の目標についても毎年達成しているほか、平成19年度に随意契約見直し計画を作成して着実に取組を進めていることは評価できる。</p> <p>2 業務・システム最適化については、平成18年度に「業務・システム最適化計画」を作成し、既に目標が達成されているほか、本計画の工程表に基づき、次期デジタルアーカイブシステムの構築が着実に進められていることは評価できる。</p> <p>3 国家公務員の給与構造改革を踏まえた、役員報酬や職員給与に関する適時適切な見直しが行われていることは評価できる。今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うこととされており、最終年度における適切な実施を望む。</p>
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	<p>①受入のための適切な措置 移管基準の改正(平成17年度)及び本基準で別途協議・指定することとなっていた「特定の国政上の重要事項等の指定」及び「定期的に作成される行政文書の移管」(平成19年度)の作成に当たって、内閣府に積極的に協力したことは評価できる。また、これら新しい移管基準の下で、各府省と粘り強く交渉を重ね、平成16年度において約6,000冊だった各府省からの移管受入れ冊数が、平成20年度においては約40,000冊にまで増大してきたことを高く評価する。今後、公文書管理法の施行に向けて、必要となる基準やガイドライン等の作成に積極的に関与し、質量ともに適切な文書の移管が進むことを期待する。 また、平成20年度までに、時の経過を踏まえた公開基準の在り方についての検討が終了し報告されたことは、公文書管理法の施行準備のため、時宜を得たものであり、評価できる。</p> <p>②保存のための適切な措置 本中期目標期間中において、書庫環境や展示環境の改善を行ったほか、保存対策方針に基づき、適切かつ計画的な修復や媒体変換措置が行われたことは評価できる。 また、電子公文書等の移管・保存・利用の開始に向けて、内閣府と一体となって調査研究を進め、平成23年度のシステム運用開始に向けて着実に取り組みが進んでいることも評価できる。</p> <p>③一般の利用に供するための適切な措置 移管冊数が毎年のように増加する中でも、受入から11か月以内に目録作成・公開区分作業を完了して一般の利用に供するという目標を達成し続けたことは、高く評価したい。また従来非公開区分とされていた資料について、見直しに着手し、随時成果を上げつつあることも評価できる。 広報にも力を入れており、特に平成18年度に、館の事業理念の内容を分かりやすくまとめた「パブリックアーカイブズビジョン」を作成し、国立公文書館の社会的な位置づけ・役割を内外に示したことは高く評価したい。また、館のウェブサイトについても、平成19年度に大幅なリニューアルを行ったほか、コンテンツの充実、きめ細かな更新などが行われていることは評価できる。 展示会についても、毎年春・秋に魅力的な展示会を開催し、特に平成17年度春、平成19年度春については期間中1万人前後の来場者を得たことは、公文書の意義を一般に広く知らしめることができたと考えられ、高く評価できるほか、つくば分館において、つくば独自の企画展示や、子供向けの「和綴じ体験」を同時開催するなど、地域に根差し、公文書への理解の裾野を広げる活動に着手したことも評価できる。 適切・迅速な貸出審査が進んでいることや、要審査文書の審査が行われていることについても評価できる。</p>

④デジタルアーカイブ化の推進

平成17年4月より「国立公文書館デジタルアーカイブ」の運用を開始し、所蔵資料の検索機能に加えて資料画像の閲覧も可能な仕組みを整えたことで、中期目標は達成されている。

これに加えて、毎年公文書のデジタル化を進め、平成20年度末までに691万コマのデジタル画像の搭載を行ったことや、利用者の利便性のために、資料群の整理・データの追加搭載・「省庁組織変遷図」や「公文書で見る日本のあゆみ」等の検索補助手段の充実等を進めたことは、デジタルアーカイブ・システムの利用度を高め、公文書の利用を推進したと考えられる。実際にデジタルアーカイブ・システムのアクセス数は上昇傾向にあり、高く評価できる。

また、中期計画で掲げられた館ウェブサイトのアクセス件数を前期中期目標の最終年度(平成16年度)に比べ25%以上の増加となるように努めるという目標については、平成16年度の205,816アクセスに対し、平成20年度は287,527アクセスとなっており達成の方向にあることや、情報学研究所、岡山県立記録資料館のデータベース等とも横断検索が可能な仕組みを構築したことも評価したい。

⑤保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

国及び地方公共団体の職員を対象として、歴史公文書等の保存及び利用に関する各種研修を行った。毎年、中期計画に定めた年間延べ研修日数30日程度、延べ受講者数100名程度、については達成されている。

また、受講希望者の大幅増に対応した外部会場の確保や日程の工夫(平成19年度、平成20年度)、政府の公文書管理に関する検討を踏まえた、各府省の現用文書担当職員の一部受講受入れ(平成20年度)など、柔軟な対応が行われており、高く評価できる。

専門職員養成の強化方策については、毎年、人材養成等のためのプロジェクトチームにおいて検討を行い、検討結果を随時研修内容に反映させるなど、精力的な対応が行われた。

⑥利用者の利便性向上のための所在情報の提供

館及び宮内庁書陵部、防衛省防衛研究所図書館、外務省外交史料館、国立国会図書館、衆議院憲政記念館及び最高裁判所事務総局の7機関で構成される「歴史公文書等所在情報ネットワーク連絡会議」を毎年3回開催し、所蔵資料の情報の把握共有に努めているほか、館・宮内庁書陵部、外交史料館、防衛研究所図書館、国会図書館の5機関の所在情報の提供や紹介を行う、中高生向けの歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」を平成18年度に立ち上げ、改善を図ってきたことは評価できる。

⑦国際的な公文書館活動への参加・貢献

館がICA(国際公文書館会議)やEASTICA(同東アジア地域支部)、CITRA(国際公文書館円卓会議)に積極的に参画し、国際的な公文書館活動に取り組んできたことは評価できる。特に、平成17年度に館長がICA副会長に就任し、ICAの財政再建に貢献したことや、任期満了後の平成20年度に館長がICAフェローに選出されたこと、また平成18年度にICA執行委員会、平成19年度にはEASTICAを東京で開催したことや、平成20年度のマレーシアでのICA年次総会に日本から40名の参加を実現したことは、国際的な公文書館活動において、日本のプレゼンスを大いに高めたものとして、大変評価できる。

また諸外国公文書館との相互訪問や、文献の交換など国際交流も積極的に行われたほか、平成17年度にアフガニスタン国立公文書館から職員を受け入れて保存修復研修を行ったことや、平成20年度にオマーン国立公文書館建設に向けて協力関係を結んだことや、インドネシアのアチェ州に職員を派遣して修復技術の指導を行ったことなどは、国際貢献として評価できる。

⑧調査研究

館長以下本館役職員、つくば分館職員及びアジ歴職員が参加する研究連絡会議を毎年12回開催し、役職員の資質向上に努めたほか、内閣文庫所蔵資料の一般への紹介や、研究紀要「北の丸」の充実にも努めたことは評価できる。また、平成19年度から、内閣府の中間書庫パイロット事業への協力を進めたことは、将来の国立公文書館の機能強化に向けて意義ある取組であったと考えられる。

このほか、毎年、諸外国の国立公文書館の現状や制度の状況等の情報収集・調査に努め、政府の有識者会議や公文書等の管理に関する法律の立案作業にあたり提供・活用できたことは、館の地道な調査研究の成果が表れたものと評価できる。

<p>(2) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供</p>	<p>①アジア歴史資料データベースの構築 毎年、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所から必要な画像提供を受け、これらの目録データの作成や画像変換作業を行い、一般公開を行っている。この結果、平成20年度末現在で1,762万画像の公開を達成したことは高く評価できる。また、この間、中期計画に掲げられている受入れから1年以内の公開について毎年達成していることも評価できる。</p> <p>②アジア歴史資料センターの広報 スポンサーサイト広告等を効果的に行うことにより、アジ歴サイトへのアクセス数の増加につなげていることは評価できる。また、タイアップ広告(平成19年度、平成20年度)や、公募によるアジア歴史資料センターロゴマークの作製(平成20年度)など、積極的に外部の者をアジ歴の活動に取り込んでいく方策を取っていることは、望ましい方向であると考えられる。また、毎年、学校教育現場や研究機関等において積極的なPRを行っていることや、中国、韓国、欧米等を積極的に訪問し、PRを行っていることは、アジア歴史資料センターの利用者のすそ野を広げていくものであり、高く評価したい。資料公開のための特別展の開催にも各年度工夫が見られる。</p> <p>③アジア歴史資料の所在の把握等、利便性向上のための方策 平成18年度から、国内の関係機関(大学、地方図書館等)が保管するアジア歴史資料について、その内容や所在等の調査を行い、その結果をウェブサイトで公表していることは高く評価できる。 また、モニターアンケートも活用しながら、データベースの精度向上に向けた地道な努力が行われていることは大いに評価したい。</p>
<p>3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項</p>	<p>①予算、決算について いずれの年度も、適切に処理されてきている。</p> <p>②短期借入金について 該当なし</p> <p>③剰余金について 剰余金は、そのほとんどが自己収入が予算より多かつたことによるものであり、適切に処理されている。</p> <p>④その他 独立行政法人国立公文書館の業務は、本来的に自己収入が見込めない性質のものであるが、所蔵する公文書のうちから視覚的に興味を引きそうなものを活用して、ポストカードブック(平成19年度)、一筆箋(平成20年度)などを販売用に作成し、自己収入の増に向けて取り組んでいることは評価できる。</p>
<p>4. 人事に関する事項</p>	<p>館の機能の充実強化のため、また、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に向けて、本中期目標期間中に、理事の常勤化(平成18年度～)、専門的知識・技能を有する職員の採用・配置(平成18年度・19年度・20年度)、公文書専門員11人の採用募集(平成20年度)が行われてきたことは評価できる。ただし、新制度において館に求められる機能や、増大が予想される様々な事務への対応等を考えれば、今後、抜本的な体制拡充に向けた取組の強化が必要である。</p>

評 価 項 目	評 価
Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価	
1. 業務運営の改善に関する事項	<p>本中期目標期間においても、館役職員が一丸となって、パブリックアーカイブズビジョンに示された理念を旨として業務に取り組んできたことは評価できる。</p> <p>具体例としては、随時監事監査が行われ、監事の指摘を受けて館の業務運営の改善に真摯に取り組んだことや、平成18年度より幹部会を毎週開催とし、情報共有や意思決定の迅速化を図ったことが評価できる。また、平成19年度以降、個人情報保護の自主的な点検・監査を行ったことや、平成20年度に「情報セキュリティポリシー」の作成など、様々な角度から館の業務の適正な遂行のための取組が行われていることも評価できる。</p>
2. 利用実績等事業の実施に関する事項	<p>展示会来館者へのアンケートや、館ウェブサイトでの意見コーナー、アジア歴史資料センターのモニターアンケート等により、利用者のニーズを把握に努め、随時業務に反映していることは評価できる。また、毎年度、全国公文書館長会議を開催して、地方との情報共有・連携・ネットワーク強化を図っていることも高く評価できる。このほか、館の働きかけにより、平成19年度に、館も含めた国内のアーカイブズ関係7団体による「アーカイブズ関係機関協議会」が設立されたことは、我が国内におけるアーカイブズ関係の団体が一致団結して、アーカイブズの重要性についての発信力を高めようとするものであり、高く評価できる。</p> <p>このほか、平成20年度から「国際アーカイブズの日」記念講演会を行い、第1回記念講演会において日本大会アピールを発表したことも、さまざまな機会をとらえてアーカイブズの重要性を国内に周知・普及するものであり、評価できる。</p>
3. 職員の能力開発等人事管理に関する事項	<p>館の職員として必要な専門的知識や職務の遂行に必須な知識等を習得させるため、毎年、限られた人的資源の中で、職員を国内外の各種研修に参加させたことは評価できる。ただし、今後、専門職員の国内・海外留学等の機会導入など、さらなる資質向上に向けた取組について、検討の余地があると思われる。</p>
4. その他	—
Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況	<p>館長は、本中期目標期間の4か年度における「中期計画」、「年度計画」、「四半期ごとの業務執行計画」に沿った業務の計画的執行について、職員の意思疎通や方針の徹底等、高い指導力を発揮した。また、政府の有識者会議等、さまざまな場において国立公文書館の意義や、現在抱えている課題等について適切に発信してきたとともに、平成17年度からはICA副会長として、国際的な公文書館活動にも積極的に貢献し、日本の公文書館のプレゼンス向上に寄与してきた。</p> <p>理事は、専門性を活かして館内において研究連絡会議を主催し、また、国内はもとより諸外国の公文書館等との交流を積極的に行うとともに、積極的に外部の講演会等に講師として出席し、公文書館制度の意義や現状に関する積極的発信を行ってきた。加えて、館の重要事項について意見を述べるなど、その職責を十分に果たしている。</p> <p>なお、館長・理事ともに、館からの情報発信を積極的に行ったことにより、国立公文書館や公文書管理の社会的認知を高め、最終的には今回の公文書管理法案の成立に繋げることができたと考えられる。委員会として、特にこの点を大いに評価したい。</p>
◎ 総合評価(業務実績全体の評価)	<p>平成17年度から平成20年度までのこの4年間においては、全体として計画に即した、あるいはそれを上回る真摯な取組が適切に実行されてきた。この結果、国立公文書館とはどのような組織であるべきなのか、暗黙知が蓄積され、いわば館の「かたち」が形成されたと言ってよい。</p> <p>受入、保存、利用など、館の基本業務の面で着実な成果が上がっていることとともに、電子公文書システム開始に向けた取組、デジタルアーカイブの推進といった、時代に即した取組や、国内外との連携協力、国際的公文書館活動への貢献も進められており、アーカイブズ界全体の向上に大きく寄与したことを評価したい。</p> <p>なお、今後、公文書管理法施行を見通した取組がさらに必要となってくることが予想され、既に公文書専門員の新規採用や中間書庫システムの検討といった、公文書管理法施行を見通した新たな取組も進んでいるが、十分な人員体制の整備に早急に着手されたい。</p>

◎ 主要事務事業や組織の在り方についての意見

国立公文書館の事務事業については、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うするため、また、歴史や文化、学術研究等への寄与のため、加えて、我が国のアイデンティティを形成するため、必要不可欠なものであり、これまで、時代の変化に適切に対応しながら、進められてきたものと評価できる。

今般成立した公文書管理法により、国立公文書館の果たすべき役割や業務の範囲がこれまでよりも格段に広がることとなり、国立公文書館に対する期待は、さまざまな方面から高まってきている。新制度において求められる役割を適切に果たすことが必要不可欠である。十分な体制の整備を行いつつ、その期待にしっかりと応えていただきたい。

組織の在り方については、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」において、現在の特定独立行政法人形態から権限と体制を拡充した「特別の法人」とする提言がなされたものの、国会で様々な議論もなされた結果、当面、引き続き特定独立行政法人としての業務運営を行うものとされたことと認識している。

公文書管理法については、施行後五年後をめぐりに見直しを行うこととされており、公文書管理検討機関の組織の在り方についても見直しの対象となり得る。また組織の在り方については、国会の付帯決議においても引き続きの検討課題とされており、当委員会としても、公文書管理法の施行状況も見ながら、必要に応じて検討・見直しを行っていただきたい。